

工事・作業許可申請等の書類作成の手引き

(令和3年4月1日)

鹿児島海上保安部

I 港則法適用海域

1 港則法要旨

(1) 目的

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整理整頓を図ることを目的に、昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

(2) 適用される港

港則法が適用される港は、現在、全国で500港あります。

このうち、喫水の深い船舶や外国船が常時入出港する港を「特定港」と定めており、全国で86港あります。特定港には、国の執行機関として港長が配置されています。

鹿児島海上保安部管内の特定港・適用港は次のとおりです。

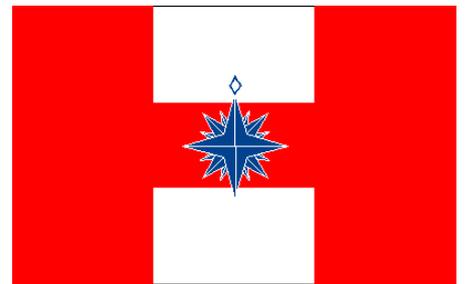
鹿児島海上保安部管内の特定港及び適用港	
特定港	鹿児島港、喜入港
適用港 (港則法が適用される港)	垂水港、福山港、加治木港、西之表港、島間港、一湊港、宮之浦港、内之浦港、大泊港、枕崎港、山川港、鹿屋港、大根占港、志布志港

(3) 港長、海上保安部長等

「特定港」に指定されている港には、その港を管轄する海上保安部長が港長として、任命されています。

鹿児島港の港長には、鹿児島海上保安部長が任命されています。

特定港以外の港には港長が置かれていないので、港長の職権をその港を管轄する海上保安部長等（海上保安部長若しくは海上保安署長）が行なっています。



港長旗

2 港内における工事・作業許可

(1) 根拠

第31条 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる

第43条 第31条の規定は特定港以外の港に準用する。

港内において工事又は作業が行なわれる場合には、一定の水域が占有され、また、作業船等が直ちに移動できない等船舶交通等の安全及び港内の整頓が阻害されるおそれが大きいため、これを港長等の許可に係らしめるとともに、港長等は船舶交通の安全のため必要な措置を命じることとしたものです。

(2) 罰則

港則法第31条第1項（第43条において準用する場合を含む）の規定に違反して許可を得ないで工事又は作業をした者又は港則法31条第2項（第43条において準用する場合を含む）の規定による処分に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

また法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業員がその法人又は人の業務に関して本条の違反をしたときは、行為者のほかその法人又は人も30万円以下の罰金に処されます。

(3) 工事・作業許可申請書等について（鹿児島海上保安部管内）

①申請書の提出先及び宛名

- ・ 特定港（鹿児島港）⇒ 鹿児島海上保安部 ⇒ 鹿児島港長宛て
（喜入港）⇒ 喜入海上保安署 ⇒ 喜入港長宛て
- ・ 適用港 ⇒ 当該海上保安部・署 ⇒ 当該海上保安部長・署長宛て
 - （加治木港、福山港、垂水港）：鹿児島海上保安部長）
 - （鹿屋港）：喜入海上保安署長）
 - （山川港、枕崎港、大泊港、大根占港）：指宿海上保安署長）
 - （志布志港、内之浦港）：志布志海上保安署長）
 - （西之表港、島間港、一湊港、宮之浦港）：種子島海上保安署長）

②申請様式（別添参照）

「(工事・作業又は行事)許可申請書」の様式を参照下さい。

表題は、「工事・作業許可申請書」と記載願います。

A4の縦長横書きが原則です。

(A3、その他の規格はA4の大きさに折って下さい)

③提出部数

「工事・作業許可申請書」を2部、工事計画書及び図面等の添付書類は1部提出して下さい。

許可となりましたら、許可印を押印した申請書（許可証）1部をお渡します。作業現場に備えて下さい。

④提出時期

原則として工事に着手する1か月前までに提出して下さい。

⑤「工事・作業許可」を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに「工事・作業変更許可申請書」を提出して下さい。

提出部数は、上記③と同様となります。

⑥工事・作業が完了した場合は、遅滞なく「工事・作業完了届」を提出して下さい。

(3) 留意事項

①「港の境界附近」とは

工事又は作業が当該港における船舶の入出又は在泊船に影響を及ぼしうる範囲をいいます。

②「工事又は作業をしようとする者」とは

工事又は作業の実施責任者、すなわち、当該工事又は作業の実施について指揮監督する権限を有する者であり、請負契約を結んで工事又は作業の実施を一任する場合には当該請け負った者（元請負業者）がこれに該当します。

③「工事・作業」について

明確な区分はありませんが、概念的に「工事」とは、行為の行われた場所において、将来的に施設が存在する等してその他の痕跡を残すもの、「作業」とは、痕跡を残さないものをいいます。

④定置網の設置、のり・かき・真珠貝等の養殖のため行う竹木材類の敷設、魚礁の設置等の行為は「工事・作業」に該当します。

⑤潜水して行う作業等は、「工事・作業」に該当します。

⑥法第31条第2項の港長の命ずる措置には次のようなものがあります。

イ 油の流出又は貨物等の散乱を防止するために必要な措置。

ロ 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置。

ハ 浚渫、埋め立て等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置。

ニ 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒、防止するための措置

ホ 船底清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置。

ヘ その他、必要に応じて実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更。

3 特定港内における行事許可

(1) 根拠

第32条 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない

船舶が輻輳する特定港内において端艇競争等の行事を行うことは、一定の水域を占有し又は通常の船舶の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶の交通の安全を阻害するおそれがあるので、これを港長の許可に係らしめたものです。

(2) 罰則

港則法第32条の規定に違反して許可を得ないで行事を行った者は、30万円以下の罰金又は科料に処されます。

また法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業員がその法人又は人の業務に関して本条の違反をしたときは、行為者のほかその法人又は人も30万円以下の罰金に処されます。

(3) 行事許可申請書等（鹿児島海上保安部管内の特定港）

①申請書提出先及びの宛名

特定港（鹿児島港）⇒ 鹿児島海上保安部 ⇒ 鹿児島港長宛て
（喜入港） ⇒ 喜入海上保安署 ⇒ 喜入港長宛て

②申請様式（別添参照）

「(工事・作業又は行事)許可申請書」の様式を参照下さい。

表題は、「行事許可申請書」と記載願います。

A4の縦長横書きが原則です（A3、その他の規格はA4の大きさに折って下さい）。

③提出部数

「行事許可申請書」を2部、計画書等の添付書類は1部提出して下さい。

許可となりましたら、許可印を押印した申請書（許可証）1部をお渡ししますので、現場に携行して下さい。

④提出時期

原則として行事を実施する1ヶ月前までに提出して下さい。

(4) 留意事項

①「行事」とは

端艇競争、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数の者が参加して行われる社会的な活動を言います。

参加する船舶等が少数であっても、水域を占有したり、船艇が隊列を組む

等航路や泊地等を通常の航行形態とは異なった形で航行する行為は、行事に該当します。

②「行事をしようとする者」とは

当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について、指揮監督を行う者を言います。

③「予め」とは

前もっての意味であり、行事の内容と船舶交通に与える影響により異なりますが、十分余裕をもって申請して下さい。

④「行事の計画及び実施」については、次の事項に考慮して下さい。

- ・船舶交通の安全に及ぼす影響が最小に留まるような計画であること。
- ・現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が明確であること。
- ・行事参加者の危険防止措置、他船に対する警戒措置をとること。
- ・事故発生時の対策をとっておくこと。
- ・関係者の集合及び解散の場所、要領等を定めておくこと。
- ・船舶の定員超過その他法令違反のおそれがないこと。
- ・海域利用者間の調整が行われていること。

II 港則法適用以外海域

1 工事・作業のお知らせ

- (1) 特定港内又は特定港の境界附近若しくは適用港又は適用港の境界附近以外の海域で工事又は作業をしようとする場合は、従来の「工事・作業届」に替り、「工事・作業のお知らせ」を提出してください。
- (2) この「工事・作業のお知らせ」は、その海域を管轄する海上保安部長等が「工事・作業」の実施状況を把握し、船舶交通の安全確保を図るためのものです。
- (3) 「工事・作業許可お知らせ」について
 - ①工事・作業のお知らせの提出先及び宛名等
その海域を管轄する海上保安部長等宛て提出
 - ②お知らせの様式（別添参照）
「(工事・作業又は行事) 許可申請書」の様式を参照下さい。
表題は、「工事作業のお知らせ」と記載願います。
A 4 の縦長横書きが原則です（A 3、その他の規格はA 4の大きさに折って下さい）。
 - ③提出部数
「工事作業のお知らせ」(鏡)を1部提出して下さい。
接受の控えをご要望される場合は、2部提出して下さい。
 - ④提出時期
原則として工事に着手する1ヶ月前までに提出して下さい。
 - ⑤「工事・作業のお知らせ」の内容に変更が生じた場合は、速やかに「工事・作業変更のお知らせ」を提出して下さい。
 - ⑥工事・作業が完了した場合は、遅滞なく「工事・作業完了のお知らせ」を提出して下さい。

2 行事のお知らせ

- (1) 特定港内又は特定港の境界附近以外の海域で行事を行う場合は、従来の「行事届」に替り、「行事のお知らせ」を提出してください。
- (2) この「行事のお知らせ」は、その港及び海域を管轄する海上保安部長等が「行事」の実施状況を把握し、船舶交通の安全確保を図るためのものです。
- (3) 行事のお知らせのについて
 - ①行事のお知らせの提出先及び宛名等
その港又は海域を管轄する海上保安部長等宛て提出
 - ②お知らせの様式（別添参照）
「(工事・作業又は行事)許可申請書」の様式を参照下さい。
表題は、「行事のお知らせ」と記載願います。
A 4の縦長横書きが原則です（A 3、その他の規格はA 4の大きさに折って下さい）。
 - ③提出部数
「行事のお知らせ」(鏡)を1部提出して下さい。
接受の控えをご要望される場合は、2部提出して下さい。
 - ④提出時期
原則として行事の1ヶ月前までに提出して下さい。

(工事・作業又は行事) 許可申請書

令和 年 月 日

鹿児島港長 殿

(特定港以外の港にあつては、鹿児島海上保安部長あて)

申請者 住所・氏名

- 1 目的及び種類
- 2 期間及び時期
- 3 区域又は場所
(区域を示す図面を添付すること)
- 4 方法
(火薬類を使用する場合は、その旨を明記すること)
- 5 その他
(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること)

工事・作業変更許可申請書（例：工期延長）

令和 年 月 日

鹿児島港長 殿

（特定港以外の港にあつては、鹿児島海上保安部長あて）

申請者 住所・氏名

1 目的及び種類

2 工期延長の期間（若しくは変更事項）

新 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日

旧 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 許可（受済）番号及び許可（受済）年月日

4 区域又は場所

5 その他

* 発注者からの変更事項証明書を添付して下さい。

* 当初の期間満了前に提出して下さい。

工事・作業完了届

令和 年 月 日

鹿児島港長 殿

(特定港以外の港にあつては、鹿児島海上保安部長あて)

申請者 住所・氏名

- 1 目的及び種類
- 2 発注者
- 3 区域又は場所
- 4 許可番号及び許可年月日
- 5 工事・作業着手日及び完了日
- 6 その他
完成状況図、写真等

工事・作業許可申請書（又はお知らせ）の記入要領

1 工事・作業の目的及び種類

工事・作業の名称は、実際に行う請負工事作業名を簡潔（具体的）に記載して下さい。

（例）〇〇港〇〇航路を、〇〇メートルに維持するための浚渫工事
〇〇号のプロペラ損傷を調査するための潜水調査
〇〇港改修工事に伴う〇〇防波堤工事（〇〇メートル）及び床堀（〇〇平方メートル）

2 期間及び時間

許可申請書の工事開始日は空白又は工事予定日を記入してください。

予備期間を設定される場合は、当該期間を記入してください。

（例）令和 年 月 日から令和 年 月 日
0830から1700までの間（又は日出から日没まで）
（予備期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日）

3 区域又は場所

工事・作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

工事・作業区域を示す場合は、海図上の著名物標（灯台・岬・山）からの真方位・距離を記載した区域を示す図面（海図写）を添付し、どの区域で、どんな作業をするかが分かるようにして下さい。

（位置図は小尺度のもので、概位を示したのち、大尺度で工事・作業区域を示して下さい）

（例）基点 〇〇灯台から〇〇度約〇〇メートル
（ホ〇〇—〇〇、ト〇〇〇—〇〇）

① 〇〇防波堤築造区域

イ点 基点から〇〇度約〇メートル

ロ点 イ点から〇〇度約〇メートル

ハ点 ロ点から〇〇度約〇メートル

ニ点 ハ点から〇〇度約〇メートル

② 床堀及び基礎捨て石区域

〇〇防波堤築造区域及び同区域の外側それぞれ〇〇メートル

③ 工事・作業区域

〇〇防波堤築造区域外側それぞれ〇〇メートルの区域

又は イ点 基点から〇〇度約〇メートル

ロ点 イ点から〇〇度約〇メートル

八点 口点から〇〇度約〇メートル

二点 八点から〇〇度約〇メートル

④ 土砂捨て場所

基点から〇〇度（又は〇〇灯台から）〇〇メートルの地点を中心とする半径約〇〇メートルの円内海面

又はその他の場所、利用方法等（裏込み、埋め立て等）

⑤ 捨石、ケーソン、砂利、生コン等の製造・運搬場所

〇〇港〇〇岸壁から工事又は作業現場まで

4 方法（施工方法等）

（１） 工事・作業の方法及び手段を、施工順序に従って、具体的に分かりやすく記載して下さい。

（２） 火薬類等を使用する工事作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載して下さい。なお、火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、別途危険物荷役・運搬許可を受けて下さい。

（３） 工程表を添付して下さい。

（４） 構造物の完成図（どの部分を施工するのか、施工部分の色塗り）を添付して下さい。

（５） 潜水作業については、潜水方法、潜水者数、潜水時間等を記載して下さい。

5 その他

（１） 安全対策及び事故防止等

安全対策及び事故防止等については、工事作業の内容に応じて異なりますが、次の項目を参考に記載して下さい。

① 安全管理体制表の作成

本工事作業の現場総責任者を〇〇〇〇と定め、安全対策及び作業全般の事故防止措置等について監督する。

（例）

現場総責任者		安全担当者	衛生担当者
氏名		氏名	氏名
電話	昼間		
	夜間		

② 作業船には、海上衝突予防法に規定する標識を掲げ、見張りを厳重に行い、船舶の航行の支障にならないよう注意します。

③ 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定める「A旗」を表す信号板を掲げます。

④ 潜水作業船と警戒船とは〇〇〇〇で連絡し、潜水作業船と潜水士とは水中電話により安全確認を行います。

- ⑤ 警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して、赤旗、拡声器等により注意喚起し、事故防止に努めます。

警戒員氏名 ○○○○ 警戒船業務講習 鹿児島第○○号

- ⑥ アンカーワイヤーの海中への入口付近には、〇〇ブイを設置します。
- ⑦ 作業員には、救命胴衣を着用させ、事故防止に努めます。
- ⑧ 気象の変化に留意し、気象警報等が発令された場合、又は次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船を〇〇〇へ避難させます。

(例) 作業中止基準

風速 10メートル以上

波高 1.0メートル以上

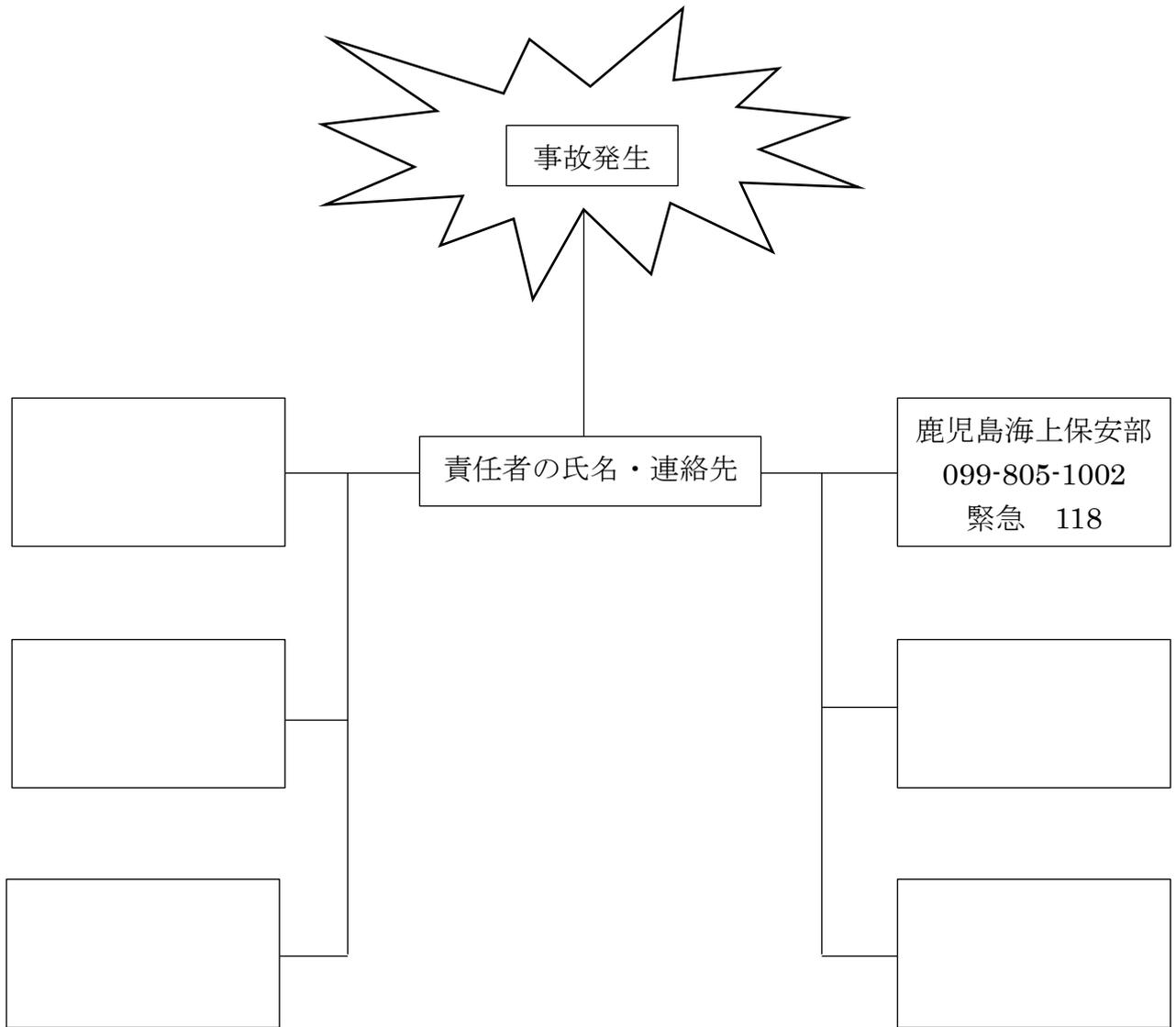
視程 1000メートル以下

潮流 1.0ノット以上

- ⑨ 事故発生時等、緊急事態が発生した場合は、緊急時連絡体制(別添参照)に基づき、鹿児島海上保安部等に通報するとともに、応急措置を施します。
- ⑩ 工事中及び完成後の工作物には〇〇図のとり標識等(型式〇〇、標体塗色〇〇、灯色〇〇、灯質〇〇、光達距離〇〇、灯高〇〇)〇基を設置します。
- ⑪ 作業船の停泊場所は他船の航行に支障のない〇〇に停泊させ、夜間は停泊灯及び標識灯(型式等)を点灯して事故防止に努めます。
- ⑫ 工事・作業の内容を周知するため、別添のとおり、船会社、代理店、漁協等(周知先一覧参照)へ配布します。
- ⑬ 油の流出防止のため、〇〇の周辺にオイルフェンスを展張します。
- ⑭ 工事・作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、〇〇に運搬して陸上で処分します。
- ⑮ 濁りの拡散を防止するため、〇〇の周辺には、汚濁防止をします。
- ⑯ 水域利用者(別添参照又は括弧内に記載)に対して、工事作業の内容を説明のうえ、同意を得ております。
- ⑰ 工事・作業許可書等は、現場に携行し、いつでも提示できるようにします。
- ⑱ 工事・作業が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。
- (2) 浚渫、杭打ち作業、ボーリング作業等海底に衝撃を与え、又は海底を攪拌するような工事又は作業を行う場合、磁気探査による爆発物の有無の確認を行い、その成果を提出して下さい。なお、やむを得ず磁気探査が実施できない場合は、戦時中爆弾投下或いは、爆弾投棄等の実績がない旨市町村・発注者からの証明書を添付して下さい。
- (3) 水底土砂の排出を行う場合
- ① 必ず許可申請前に水底土砂に有害物質が含まれていないかを検定され、その分析表(写)を添付して下さい(産業廃棄物として処分する場合は除く)。
- ② 水底土砂排出は廃棄物登録船を使用して下さい。

- ③ 環境大臣からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けて下さい。
- (4) 作業船の配置、投錨位置、標識（灯火標識にあってはその種類、灯質、規格等のパンフレットの添付）設置位置の表示をして下さい。
- (5) 火薬類を使用する場合
- ① 関係法令に基づく許可等を受けて下さい。
 - ② 一回当りの使用火薬量、使用日時を明確に記載して下さい。
 - ③ 警戒船の配置、付近船舶への事前通知、爆破時の通知・措置状況を詳細に記載して下さい。
- (6) 漁業権内における岩礁破碎
鹿児島県漁業調整規則に基づき、県知事の許可を受けてください。
- (7) 工事・作業等の事前周知
- ① 工事・作業等の内容を立て札（場所）・ポスター（配布先の明示）等により周知して下さい。
 - ② 特に船舶交通を制限し、錨泊を禁止して行うものについては、相当日数の周知期間を必要とするので、事前に当部と打合せをして下さい。
- (8) 警戒船について
海上において行われる工事作業に係る警戒船の配備基準は次のとおりです。
- ① 告示又は公示による交通制限を伴う工事・作業。
 - ② 航路、航路周辺海域等の船舶交通が特に輻輳する海域で行われる工事・作業。（航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く）
 - ③ 爆破作業、潜水作業等危険度の特に高い工事・作業。
- (9) 使用船舶一覧表（作業船及び警戒船等）
使用船舶一覧表（別添参照）を添付してください。
漁船（漁船登録のみ）は、警戒船等には使用できません。（船舶安全法違反）
- (10) 海洋汚染防止対策
汚濁防止幕の展張、オイルフェンスの展張、油吸着剤・油処理剤等の対策を実施して下さい。
- (11) 緊急時の連絡体制
昼・夜間の緊急連絡体制を作成し添付して下さい。
（必ず担当者の携帯番号を記載して下さい）
- (12) 公有水面占有許可
長期間、同一場所・海面を占有して行う工事・作業の場合は港湾管理者の許可を受けてください。
- (13) 魚礁設置作業
設置位置、付近の水深及び魚礁の高さ・範囲の分かる図面を添付して下さい。
- (14) 工事・作業契約書の写し又は発注証明書の写しを添付して下さい。

緊急時連絡体制



行事許可申請書（又はお知らせ）の記入要領

1 行事の目的及び種類

行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載して下さい。

（例） 第〇回海の祭典行事のための〇〇〇試走会
第〇回〇〇杯 〇〇～〇〇までのヨットレース大会

2 期間及び時期

行事の開始及び終了年月日、時間を記載して下さい。

なお、行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を占有する場合の時間も行事時間として記載して下さい。

（例） 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇〇〇～〇〇〇〇
（予備日：令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇〇〇～〇〇〇〇）

3 区域又は場所

行事の行われる場所を明確に記載し、位置図等を添付して下さい。

なお、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

基点は、海図上の著名物標（灯台・岬・山等）からの真方位・距離を基に、行事の行われる範囲を明確に記載して下さい。

（例） 〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルを中心とした半径〇〇メートルの円内
海域（別添略図参照）

4 行事内容等

（１） 行事の順序に従って、具体的に分かりやすく記載して下さい。

なお、実施計画書等を作成した場合は添付して下さい。

（２） 行事の参加者名簿、参加船艇（船名・トン数等）、スケジュール表等を添付下さい。

（３） 火薬類の使用等の有無を記載して下さい。使用する場合は、許可を受けて下さい。

5 安全対策及び事故防止措置等

（１） 現場における責任者の住所・氏名・連絡先（携帯番号等）

（２） 行事参加者に対する事故防止措置

（３） 行事実施中の警戒要領（警戒船含む）

（４） 緊急時連絡体制

（５） 行事の中止基準

（６） 関係先に対する周知状況

（７） 標識灯の形状

（８） 添付物